

# 神奈川県 の犯罪被害者等支援施策の実施状況 (重点的取組)

～令和6年度の実施予定～



犯罪被害者等支援  
シンボルマーク  
「ギュっとちゃん」

令和6年11月

体系図

犯罪被害者等を温かく支える地域社会づくりを目指して

基本目標1 犯罪等により壊された日常生活の早期回復

基本目標2 犯罪被害者等を支える地域社会の形成

施策の基本方向1 総合的支援体制の充実と支援関係機関との連携

具体的施策(1) 総合的支援体制の充実	①かながわ犯罪被害者サポートステーションの運営、充実	1
	②性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」の運営と相談・支援機能の充実・強化	2
	③サポートステーションと「かならいん」の広報の強化	3
	④緊急支援の推進	4
具体的施策(2) 地域における支援体制の充実	①市町村の取組支援の充実と連携の推進	5
	②警察署被害者支援ネットワークを母体とした地域レベルでの運動の展開	6
具体的施策(3) 支援関係機関の連携強化	①支援関係機関ネットワークの充実	7
	②個別専門的な支援体制との連携	
	③再被害防止・安全の確保に向けた関係機関との連携	
	④民間支援団体等への活動支援	
	⑤自主防犯活動団体等への情報提供等	
	⑥海外における犯罪被害者等に対する情報提供等	

関連部局 暮らし安全防災局 福祉子どもみらい局 教育局 警察本部

施策の基本方向2 日常生活回復に向けたきめ細かい支援の提供

具体的施策(1) 経済的負担の軽減	①見舞金給付の実施	8
	②犯罪被害給付制度の周知等	9
	③弁護士による法律相談の実施【再掲】	10
	④公認心理師等によるカウンセリング等の心理的支援の実施【再掲】	13
	⑤緊急避難場所（ホテル等）の提供【再掲】	16
	⑥事情聴取時にかかる旅費の支給	
	⑦司法解剖時の遺体搬送費・修復費・検案書料に対する経費の負担	
	⑧医療機関の受診費用等の負担	
	⑨犯罪被害者等宅の清掃に要する費用の負担	
具体的施策(2) 法律問題の解決への支援	①弁護士による法律相談の実施	10
	②刑事手続等の適切な情報提供	
具体的施策(3) 日常生活の支援	①付添支援の実施	11
	②生活支援の充実	12
	③自立支援等の実施	

<b>具体的施策(4)</b> 心身に受けた影響からの回復	①公認心理師等によるカウンセリング等の心理的支援の実施	13
	②精神科の受診の支援	14
	③自助グループの紹介	15
	④子ども・若者に対する相談、支援の充実	16
	⑤犯罪被害者等に対する適切な医療の提供	
	⑥被虐待児童、高齢者、障がい者への対応 【1(3)②の再掲】	
	⑦DV被害、ストーカー被害への対応 【1(3)②再掲】	
	⑧高次脳機能障がいがあり生活に困難を生じている方への支援	
	⑨犯罪被害者等の心情を考慮した環境、施設の整備	
<b>具体的施策(5)</b> 一時的な住居の提供等	①緊急避難場所（ホテル等）の提供	17
	②住居の確保への支援	18
	③DV被害者をはじめとした困難な問題を抱える女性や被虐待児童の一時保護	
	④困難な問題を抱える女性の住居の確保への助言	

関連部局 くらし安全防災局 福祉子どもみらい局 健康医療局 県土整備局 教育局 警察本部

<b>施策の基本方向3 県民・事業者の理解の促進</b>		
<b>具体的施策(1)</b> 県民・事業者の理解の促進	①犯罪被害者等への理解についての普及啓発の推進	19
	②犯罪被害者等理解促進講座の実施	20
	③神奈川県安全・安心まちづくり推進協議会を母体とした県民運動の展開	21
	④様々な機会・媒体を用いた情報の提供	
	⑤交通事故防止・犯罪被害防止についての普及啓発の推進	
	⑥いのちの大切さに関する教育の推進	
	⑦人権教育、犯罪防止教育の推進	
	⑧「生命（いのち）の安全教育」の推進	

関連部局 くらし安全防災局 福祉子どもみらい局 教育局 警察本部

<b>施策の基本方向4 犯罪被害者等を支える人材の育成</b>		
<b>具体的施策(1)</b> 犯罪被害者等を支える人材の育成	①犯罪被害者等支援員養成講座の実施	22
	②支援者、相談員等に対する研修等の実施	23
	③支援者、相談員等を支える取組の実施	24
	④支援ボランティア登録制度の運用	25
	⑤専門性の強化促進	

関連部局 くらし安全防災局 福祉子どもみらい局 健康医療局 教育局 警察本部

○25本の重点的取組は、太枠で囲んで表記。（右側に通し番号 1 ～ 25 を付記）

# 重点的取組の実施状況

## 1 総合的支援体制の充実と支援関係機関との連携

### 取組の基本方向

- サポートステーションと関係機関との連携の一層の強化を図るとともに、認知度を高めるための効果的な広報の実施などにより、犯罪被害者等に必要な支援が着実に提供されるよう、体制を充実させていきます。
- 警察への被害の届出を躊躇している性犯罪・性暴力被害者からの相談を受け、適切な支援を行う「かならいん」では、サポートステーションと同様に認知度を高めるための効果的な広報を実施するとともに、相談や支援の充実を図っていきます。
- 犯罪等により死傷者が多数に上る事案等の重大事案が発生した場合に、市町村等、関係機関とも連携し、迅速かつ円滑な支援を行います。

### (1) 総合的支援体制の充実

- ① かながわ犯罪被害者サポートステーションの運営、充実 1 (1・2頁の体系図中の重点的取組の通し番号。以下同じ。)

令和6年度の実施予定				
○「かながわ犯罪被害者サポートステーション」(以下「サポートステーション」という。)を運営 被害者等のニーズに応じた情報提供や支援を実施  <相談> ・月～土曜日 9時～17時 <支援メニュー> ・法律相談 ・カウンセリング ・検察庁、裁判所等への付添い ・一時的な住居の提供等				

令和6年度の実施予定				
<p>○かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」（以下「かならいん」という。）を運営 被害者等のニーズに応じた情報提供や支援を実施</p> <p>&lt;相談&gt; ・24時間365日 &lt;支援メニュー&gt; ・面接相談 ・医療機関への付添い受診 ・法律相談 ・カウンセリング 等</p> <p>○「男性及びLGBTs被害者のための専門相談ダイヤル」（毎週火曜日16時～20時）を開設</p> <p>○SNSを活用した相談体制の検討 ・「かながわ性被害相談LINE」の活用 ・「かながわDV相談LINE」に、県ホームページにリンクした「かならいん」の案内を表示 ・「かならいん」の県ホームページに、性暴力に関するSNS相談「Cure Time（キュアタイム）」（内閣府）にリンクしたアイコンを表示 ・連携可能な事例等を参考聴取</p> <p>○職員や相談員への研修を実施 ・相談・支援技術向上のための研修の実施 ・メンタルヘルスケアのためのスーパーバイズ研修の実施 ・性犯罪・性暴力被害支援者研修の実施</p> <p>○精神科に係る医療費等公費支給制度を開始 （R元.11～）</p> <p>○支援関係機関ネットワーク会議の開催（事例検討、情報交換等）</p> <p>○女性への暴力相談等関係機関連絡会の開催</p>				

<p>○産婦人科の医療従事者向けの研修会を実施</p> <p>○地域医療機関の医療従事者等を対象とした研修会を実施</p> <p>○ワンストップ支援センターの設置形態や支援のあり方について、情報収集を行い、検討</p>				
---	--	--	--	--

③ サポートステーションと「かならいん」の広報の強化

3

令和6年度の実施予定				
<p>○サポートステーションや「かならいん」の存在や活動内容を周知するための効果的な広報を実施</p> <p>○市町村と連携し、犯罪被害者等支援についての講演会、シンポジウム等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村など関係機関と連携した広報</li> <li>・くらし安全通信、県のたより、ホームページ、X (Twitter)、学生ポータルサイト等での広報</li> <li>・ポスターの作成、関係機関やスーパーマーケット等での掲示</li> <li>・デジタルサイネージ広告</li> <li>・SNS等のインターネットによる広報</li> </ul> <p>など</p>				

④ 緊急支援の推進

4

令和6年度の実施予定				
<p>○重大事案が発生した場合の市町村など、関係機関との連携態勢、役割分担等について検討</p> <p>○休日、夜間における関係機関との連絡体制の確立に向けて検討</p> <p>○県内において、犯罪等により死傷者が多数に上る事案等の重大事案が発生した場合に、迅速かつ円滑な支援を実施</p> <p>○県警察においては、大規模被害者支援事案発生時の被害者支援実施要領に基づき、継続して支援体制を確立し、有事の際は同要領に基づいて支援を実施</p> <p>○サポートステーションにおいては、関係機関・団体と連携しながら被害の内容に応じた緊急支援を実施</p> <p>・ 初期的支援については、県警察等で被害者のニーズの早期把握に努めるとともに、サポートステーション及び関係機関等において、必要な支援提供を実施</p> <p>・ 中長期支援については、個別の面接によるカウンセリングや、より参加しやすい形での支援を実施</p> <p>・ 死傷者が多数に上る事案等の重大事案が発生した場合の被害者の支援については、支援の対象者を適切に判断し、関係機関と連携しながら幅広く柔軟に支援</p>				
<p>○緊急時の連絡体制等について、市町村や関係機関と協議を実施</p>				

(2) 地域における支援体制の充実

① 市町村の取組支援と連携の推進

5

令和6年度の実施予定				
<p>○市町村と連携し、犯罪被害者等支援についての講演会、シンポジウム等を実施</p> <p>○県、県警、民間支援団体と市町村で検討会を設け、検討の成果について市町村に情報提供</p> <p>○総合的な対応窓口の体制など個々の市町村の状況に応じて、サポートステーションとの連携を強化</p>				



② 警察署被害者支援ネットワークを母体とした地域レベルでの運動の展開 6

令和6年度の実施予定				
○地域レベルでの被害者等支援を推進するため、警察署被害者支援ネットワーク総会での協議を実施				

＜警察署被害者支援ネットワーク＞

警察署と関係機関・団体、企業等との緊密な連携と相互協力により、犯罪被害者等のニーズに対応した各種の支援活動を推進することを目的として、警察署管轄区域内の行政機関、民間企業、医療機関等を構成員として各警察署単位で設置されている。

(3) 支援関係機関の連携強化

① 支援関係機関ネットワークの充実 7

令和6年度の実施予定				
○支援関係機関ネットワーク会議による関係機関相互の情報共有等を実施				
○関係機関との個別の情報交換等を実施				

## 2 日常生活回復に向けたきめ細かい支援の提供

### 取組の基本方向

■ 犯罪被害者等の多くは、思いがけず犯罪等にあつたことで、直接的な被害に加え、事件による精神的ショック、身体的不調、医療費や生活費などの経済的問題、さらには、不慣れな刑事手続への対応、住居や雇用の確保など、様々な問題に悩まされ、日常生活に支障をきたします。

■ 犯罪被害者等の負担が軽減され、早期に平穏な日常生活を回復することができるよう、犯罪被害者等が直面している問題に応じて、必要な支援をきめ細かく提供します。

#### (1) 経済的負担の軽減

##### ① 見舞金給付の実施

8

令和6年度の実施予定				
○神奈川県犯罪被害者等見舞金の給付を実施				
○関係機関との連携を強化				

#### <神奈川県犯罪被害者等見舞金制度>

殺人など故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた被害者のご遺族及び重傷病を負われた犯罪被害者、並びに自宅等での犯罪被害により転居を余儀なくされた犯罪被害者等の方に対して、経済的負担の軽減を図るための見舞金を給付する。被害によって次の3種類がある。

- ・遺族見舞金 70万円
- ・重傷病見舞金 40万円
- ・転居見舞金 20万円

② 犯罪被害給付制度の周知等

9

令和6年度の実施予定				
○犯罪被害給付制度の周知を実施 ・犯罪被害者等給付金等に係る広報重点月におけるキャンペーン等で周知				
○犯罪被害給付制度を運用 ・申請対象者への適切な案内と、申請に対する迅速な手続きを実施				

<犯罪被害給付制度>

殺人などの故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族又は重傷病若しくは障害という重大な被害を受けた犯罪被害者の方に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的・経済的打撃の緩和を図り、再び平穏な生活を営むことができるよう支援するもの。

警察本部または警察署で申請の受付を行う。

③ 弁護士による法律相談の実施【再掲2(2)①】

④ 臨床心理士等によるカウンセリング等の心理的支援の実施【再掲2(4)①】

⑤ 緊急避難場所（ホテル等）の提供【再掲2(5)①】

(2) 法律問題の解決への支援

① 弁護士による法律相談の実施

10

令和5年度の実施予定				
○弁護士による無料法律相談を実施 ・サポートステーションの支援の一環として、神奈川県弁護士会所属の犯罪被害者等支援に精通した弁護士による法律相談を実施				
○死傷者が多数に上る事案等が発生した場合は、事案の内容に応じ柔軟に対応				

(3) 日常生活の支援

① 付添支援の実施 11

令和6年度の実施予定				
<p>○サポートステーション（公益社団法人神奈川被害者支援センター支援員）による付添い等の支援を実施（県は財政支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検察庁、裁判所等への付添い等</li> </ul> <p>○付添支援等を行える人材の確保・育成の実施</p> <p>○付添支援等について、保育を含めた柔軟な対応を実施</p> <p>○県警察による付添い等の支援を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法律相談への付添い、代理傍聴等</li> </ul>				

② 生活支援の充実 12

令和6年度の実施予定				
<p>○市町村との連携についての検討会を開催</p> <p>○日常生活支援を行う市町村に対して補助を行うほか、県に施策の調整や市町村支援等を専門的に行うコーディネーターを配置するなど、支援強化</p>				

心身に受けた影響からの回復

① 公認心理師等によるカウンセリング等の心理的支援の実施 13

令和6年度の実施予定				
<p>○サポートステーション、「かならいん」の支援の一環として、カウンセリングを実施</p> <p>○臨床心理士の資格を有する警察職員等が、初期的段階からのカウンセリングを実施</p> <p>○事案の内容に応じ柔軟な支援を実施</p> <p>○精神科医療が必要な場合は、必要に応じて、保健所等関係機関を紹介</p>				

② 精神科の受診の支援 14

令和6年度の実施予定				
<p>○精神科受診の必要性が認められる被害者等に対して一部公費を負担</p>				

(4)

③ 自助グループの紹介 15

令和6年度の実施予定				
○サポートステーションや、「かならいん」の相談者に対し、必要に応じて自助グループを紹介				
○県内で活動する自助グループに関する情報収集を実施				

④ 子ども・若者に対する相談、支援の充実 16

令和6年度の実施予定				
○LINE相談をはじめ、これまで電話での相談を躊躇していた方にも相談のしやすい環境の整備を行う				
○「かならいん」において小児科等も含めた医療機関との連携を強化する				
○子どもや保護者等からの相談対応に関する研修を充実・強化する				
○公認心理師等の資格を有する少年相談員が、犯罪等の被害にあった少年やその保護者の相談及び精神的ケアや立ち直り支援を行う。				

(5) 一時的な住居の提供等

① 緊急避難場所（ホテル等）の提供 17

令和6年度の実施予定				
○被害直後の緊急避難場所としてホテル等を提供				

② 住居の確保への支援 18

令和6年度の実施予定				
○サポートステーションでの支援の一環として、犯罪被害者等が新たな住居を確保するまでの期間など、一時的な居住場所として、県営住宅2戸を確保				
○市町村営住宅の一時使用等について、市町村と連携した取組を実施				
○県営住宅について、居室の環境整備等を実施				
○民間賃貸住宅に関する情報提供を実施				
・民間団体の協力のもと、サポートステーションでの支援の一環として、犯罪被害者等への民間賃貸住宅に関する情報提供を実施				

### 3 県民・事業者の理解の促進

#### 取組の基本方向

- 犯罪被害者等の多くが、二次被害に苦しめられています。こうした状況を改善するためには、県民や事業者、支援関係者をはじめ、被害者等が日常的に接する様々な人々が、犯罪被害者等の置かれた状況や痛み・苦しみなどについて理解し、できるところから支援をするなど、犯罪被害者等を温かく支えることが必要です。
- 犯罪被害者等を支える地域社会の形成に向けて、県民や事業者が、犯罪被害者等の置かれた状況や支援の必要性などについて、理解を深める取組を進めます。

#### (1) 県民・事業者の理解の促進

##### ① 犯罪被害者等への理解についての普及啓発の推進

19

令和6年度の実施予定				
○市町村と連携した普及啓発を実施				
○防犯に関する講座と連携した普及啓発などを実施				
○犯罪被害者等支援キャンペーンを実施 ・主催 公益社団法人神奈川被害者支援センター、県、県警察				

② 犯罪被害者等理解促進講座の実施 20

令和6年度の実施予定				
<p>○市町村と連携し、犯罪被害者等支援についての講演会、シンポジウム等を実施</p> <p>○市町村や学校、団体等と連携し、被害者等の声を伝え、被害者等への理解の促進を図る講座を実施</p> <p>○中学生・高校生を対象に、「いのちの大切さを学ぶ教室」、「大切な命を守る」作文コンクールを実施</p>				

③ 神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会を母体とした県民運動の展開 21

令和年6度の実施予定				
<p>○推進協議会総会での協議等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪被害者等支援についての理解の促進を重点目標の一つとする5年度行動計画を決定</li> <li>・県の犯罪被害者等への支援の取組を説明</li> </ul> <p>○協議会参加団体の取組に対する働きかけを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・理解促進講座の実施やサポートステーション、「かならいん」の広報への協力等を依頼</li> </ul>				

〈神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会〉

- ・ 県民、地域団体、事業者、行政機関等の協働により、安全・安心まちづくりを目指した県民運動を展開することにより、県民が安全で安心して暮らすことができ、誰もが安心して訪れることのできる神奈川県を実現することを目的とする。
- ・ 構成員  
 学校関係団体、PTA関係団体、青少年・国際関係団体、福祉関係団体、地域関係団体、経済・事業者関係団体、ライフライン事業者、交通関係事業者、労働団体、建築・住宅関係団体、防犯関係団体、行政機関等

## 4 犯罪被害者等を支える人材の育成

### 取組の基本方向

- 犯罪被害者等の受けた被害を早期に軽減し、犯罪被害者等を支える地域社会を形成するためには、犯罪被害者等への支援を直接目的として活動する人材だけでなく、犯罪被害者等に接する様々な人が被害者等の置かれた状況などを理解し、犯罪被害者等を支えることが必要です。
- 犯罪被害者等からの相談への対応や裁判所等への付添いなどを行う人材をはじめ、犯罪被害者等を支える様々な人材を育成します。
- 支援者、相談員等の二次受傷を防止し、支援者、相談員等を支えるための取組を行います。

#### (1) 犯罪被害者等を支える人材の育成

##### ① 犯罪被害者等支援員養成講座の実施

22

令和6年度の実施予定				
○被害者等からの相談対応や裁判所等への付添い支援を行うボランティアを養成する「犯罪被害者等支援ボランティア養成講座」を実施				



令和6年度の実施予定				
<p>○県職員や市町村職員等を対象とした各種研修の実施</p> <p>○支援者、相談員等のスキルアップのための研修会等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各警察署等指定の被害者支援要員を対象とした研修会を実施</li> <li>・市町村DV担当職員及び女性相談員等への研修を実施</li> <li>・児童相談所新任研修等で、児童相談所業務や虐待対応の基本、ケースマネジメント等をテーマとした研修を実施</li> </ul> <p>○産婦人科の医療従事者等を対象とした研修会を実施</p> <p>○地域医療機関の医療従事者を対象とした研修会を実施</p>				

③ 支援者、相談員等を支える取組の実施 24

令和6年度の実施予定				
○支援者、相談員等のメンタルヘルスケアのため、専門家等による助言指導等を実施				

④ 支援ボランティア登録制度の運用 25

令和6年度の実施予定				
○犯罪被害者等支援を担うボランティアの募集とボランティア登録等を実施				
○登録ボランティアを対象にした研修を実施				
○「生活支援ボランティア」のあり方については、市町村を交えて検討				